

「楽園信州ファミリー」及び「楽園信州移住応援企業」登録要領

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局

（趣旨）

第1条 この要領は、官民一体で長野県への移住・二地域居住を推進するために、長野県への移住・二地域居住の希望者及び二地域居住の実践者等を「楽園信州ファミリー」として登録するとともに、「楽園信州ファミリー」登録者に対し、特典サービス等の提供に協力いただける事業者を「楽園信州移住応援企業」（以下「応援企業」という。）として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

（「楽園信州ファミリー」の登録要件について）

第2条 「楽園信州ファミリー」の登録者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- （1）登録申請時に長野県外に居住し、長野県に愛着を持ち、移住又は二地域居住を含む関係人口となることを希望する者
- （2）登録申請時に長野県外と長野県内にそれぞれ就労や生活の拠点を有するとともに、長野県に愛着を持ち、長野県内の拠点の滞在期間が通算して1年間あたり1ヶ月以上となる、又は見込みのある二地域居住者
- （3）登録申請時に長野県外から移住して1年未満の長野県内居住者

（「楽園信州ファミリー」の会員登録手続き）

第3条 「楽園信州ファミリー」の登録を希望する者は、楽園信州ファミリー会員証利用規約により長野県が運用する公式LINEアカウント（以下「公式LINE」という。）にて登録を行うものとする。

- 2 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会（以下「協議会」という。）事務局（別表1）は、前項の登録を行った者を「楽園信州ファミリー」とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当したときは「楽園信州ファミリー」から退会したものとみなす。
 - （1）公式LINEアカウントの友だち登録を解除したとき。
 - （2）公式LINEアカウントの受信設定における居住地を長野県内の地域に変更したとき。

（会員証）

第4条 協議会事務局は、「楽園信州ファミリー」登録者に対し、公式LINE上でデジタル会員証を表示するものとする。

- 2 会員証は登録者本人に限り利用できるものとする。
- 3 会員証の譲渡、貸与その他不正な利用をしてはならない。

（個人情報の取扱いについて）

第5条 会員登録時に取得した個人情報は、長野県が適切に管理することとし、協議会が実施する移住・二地域居住の推進に関する事業のため、必要な範囲でのみ使用するものとする。

（応援企業に関する基本的な考え方）

第6条 応援企業は、第1条の趣旨に賛同し、「楽園信州ファミリー」登録者に特典サービス等を提供するものとする。

- 2 この要領における特典サービス等とは、「楽園信州ファミリー」登録者が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を

はじめとした各種サービスのことをいう。

(応援企業の登録)

第7条 応援企業の認定を希望する店舗及び施設等は、協議会事務局に、「楽園信州移住応援企業登録申込書」(様式第2号)を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法により申請するものとする。

2 協議会事務局は内容を審査し、適切であると認める場合は応援企業として登録する。ただし、次に掲げる店舗及び施設等については、登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令等に違反しているもの、又はその恐れのあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など、対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が応援企業への登録が適当でないと認めるもの

3 応援企業の登録有効期限は、登録の日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間満了1ヶ月前までに取消しの申し出がない場合は、自動更新するものとする。

(特典サービス等の提供)

第8条 「楽園信州ファミリー」登録者は、応援企業から特典サービス等の提供を受ける際に公式LINE上で表示される会員証を提示しなければならない。また、応援企業は、会員証を提示した者に対して、特典サービス等を提供するにあたり、やむを得ない場合に限りその身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(応援企業の名称及び特典サービス等の公表)

第9条 協議会は、応援企業の名称及び特典サービス等について、ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第10条 協議会は、応援企業が事業を廃止したとき、又は第7条に定める登録要件を満たさなくなったとき、その他、応援企業としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取消すことができる。

(特典サービス等の提供の停止・変更)

第11条 応援企業は、「楽園信州ファミリー」登録者に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、応援企業は様式3号により協議会事務局にその旨を連絡しなければならない。

(退会)

第12条 応援企業は、申し出により退会することができる。この場合において、応援企業は様式3号により協議会事務局にその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 9 月 9 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

(別表 1) (第 3 条第 1 号関係)

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局

(長野県 企画振興部 地域振興課 信州暮らし推進係内)

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2

電 話 : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 0 2 4

F A X : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 9 7

電子メール : iju@pref.nagano.lg.jp